公認会計士

論文グレードアップ答練
租税法
第1回問題

LEC 東京リーガルマインド

0 000521 211718
EU21171

(租　税　法)

(満点　100 点)　{第２問とあわせ 時　間　２時間}

第　１　問　(40 点)

問題１　次の事案について、以下の問１～問４に答えなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法は考慮しないものとする。

Ａ社及びＢ社はいずれも、製造業を営む内国法人たる株式会社（普通法人）である。Ａ社は、Ｂ社の発行済株式 80,000 株のうち 70,000 株を数年前から継続して保有している。Ａ社の資本金の額は５億円である。Ｃ社及びＤ社は、内国法人たる株式会社（普通法人）であり、Ａ社及びＢ社と支配関係にない。Ａ社、Ｂ社、Ｃ社及びＤ社は、いずれも４月１日から翌年３月 31 日までの期間を事業年度とする青色申告法人であり、設立以来、継続して青色申告書を提出している。以下では、令和２年４月１日に開始するものを令和２事業年度というように表記する。

令和２年５月８日、Ａ社は、Ｂ社に対し資金援助の目的で３年間に限り無利息で融資する旨の契約を締結し、3,000 万円を貸付けた。貸付時の一般的な金利は、年 3.5%であった(事実①)。

令和２年６月４日、Ｂ社は、Ａ社に対しその所有する土地（時価１億円）を 4,000 万円で譲渡した(事実②)。

令和２年９月 20 日、Ａ社の取引先であるＣ社の債権につき、会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった。Ａ社は、Ｃ社に対して有する貸付金 2,000 万円の全額が切り捨てられることとなり、同額を貸倒損失として損金経理を行った(事実③)。

令和２年 10 月３日、Ａ社は、Ｄ社の株式の発行済株式総数の１％を取得した。令和２事業年度において、同株式の剰余金の配当 150 万円を受取り、収益に計上した(事実④)。

問１　事実①について、この融資は、Ａ社において法人税法上どのように取り扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。ただし、損金の額に関する取り扱いは述べなくてよい。

問２　事実②について、この土地の譲渡は、Ｂ社において法人税法上どのように取り扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。ただし、損金の額に関する取り扱いは述べなくてよい。

問３　事実③について、この貸付金の切捨ては、Ａ社において法人税上どのように取り扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問４　事実④について、Ａ社が受けた剰余金の配当は、Ａ社において法人税上どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問題２　次の事案について、以下の問いに答えなさい。

Ａ社及びＢ社はいずれも、小売業を営む期末資本金 10 億円の内国法人たる株式会社(普通法人)である。Ａ社とＢ社の間に株式の保有関係はない。Ａ社及びＢ社は、いずれも４月１日から翌年３月 31 日までの期間を事業年度としている。以下では、令和２年４月１日に開始するものを令和２事業年度というように表記する。

令和２年６月、Ａ社は、かねてから出資しているＱ協同組合より、出資分量分配金 100 万円及び事業分量分配金 150 万円を受領し、収益に計上した。

令和２年９月、Ａ社は、Ｂ社より、その有する建物を無償で譲り受けた。

Ｂ社は、個人Ｒとの間で平成 29 事業年度に土地の売買取引を行った。同事業年度に手付金として 1,000 万円の小切手を交付した。しかし、Ｒは不動産業を営むどころか、全く事業活動をしておらず、経理記録すらしていない状況であった。同事業年度にＢ社は詐欺にあっていたことが判明したため、Ｂ社はＲを相手取って告訴した。その後、令和２事業年度に和解が成立し、令和２年 10 月、500 万円の支払を受けた。

令和３年３月、Ａ社は、翌事業年度である令和３事業年度において従業員慰安旅行の実施を予定しており、令和２事業年度において費用の見積額 300 万円を損金経理を行った。

令和３年３月、決算において、Ａ社は、売上原価の計算に際し、事業年度終了の日までに確定していないが適正に見積もることが可能なものについては、見積計上している。

問い　次の税務処理に関する①～⑤の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を答案用紙の「○×欄」に記入しなさい。また、正しいものにはその根拠条文を、誤っているものには正しい税務処理及びその根拠条文を、答案用紙の「記述欄」に記入しなさい。

なお、同族会社等の行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法は考慮しないものとする。

① Ａ社がＱ協同組合より受領した出資分量分配金及び事業分量分配金は、Ａ社において益金不算入の適用を受けることができる。

② Ａ社が無償で譲り受けた建物について、Ａ社においてＢ社の帳簿価額をもって資産計上するとともに、同額を受贈益として益金の額に算入する。

③ Ｂ社は、詐欺による損失 1,000 万円を平成 29 事業年度の損金の額に算入し、支払を受けた弁済額 500 万円を令和２事業年度益金の額に算入する。

④ Ａ社は、見積計上した従業員慰安旅行の費用について、令和２事業年度の損金の額に算入する。

⑤ Ａ社は、見積計上した売上原価ついて、令和２事業年度の損金の額に算入する。

(租　税　法)

（満点　100 点）｛第１問とあわせ　時　間　２時間｝

第　２　問　(60 点)

第２問の解答に当たっての全般的注意事項

１．問題１について、各行ごとに加算すべき金額と減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入し、加算すべき金額と減算すべき金額がともに生じないときは、加算すべき金額の欄のみに０（ゼロ）を記入しなさい。
２．端数処理は、答案用紙に指示があるものを除き、１円未満の端数を切り捨てなさい。
３．答案用紙中 XXX,XXX,XXX の金額は各自で求め、解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入しなさい。

問題１

普通法人である甲株式会社（以下、「当社」という。）の当期（自令和２年４月１日　至令和３年３月 31 日）における納付すべき法人税額の計算に関して、次の［**資料**］１．～９．に基づき、答案用紙に従って解答しなさい。なお、特に指示されているものを除き、当期の納付すべき法人税額が、最も少なくなるように計算しなさい。

［**資料**］

１．全般的な事項及び注意事項

⑴　当社は、設立以来継続して適法に青色申告書を提出する内国法人で、機械の製造・販売を主たる事業とする非上場会社であり、有価証券報告書は提出していない。
⑵　当社は、当期末において同族会社に該当しない。
⑶　当社は、消費税及び地方消費税の経理処理として税抜方式を採用している。問題文中、売掛金は税込金額、それ以外の取引金額等はすべて税抜きの金額である。
⑷　問題文中の住民税は道府県民税及び市町村民税の合計金額である。また、事業税等には地方法人特別税が含まれている。
⑸　法人税額を計算する際に使用する税率は 23.2%である。

２．財務諸表上の数値

当期の財務諸表上の数値は、以下のとおりである。

⑴　当期末の資本金は 600,000,000 円、資本金等の額は 900,000,000 円である。
⑵　損益計算書上の当期純利益の額は、967,573,930 円である。

３．受取利息及び配当金等についての資料

⑴　当期の受取利息及び配当等の内訳は、下表のとおりである。当社では、損益計算書上、下表の「収入金額」を受取利息又は受取配当金に、「源泉徴収税額等」を租税公課又は法人税等に計上している。

銘柄等	区分	計算期間（注５）	収入金額（注６）	源泉徴収税額等（注７）	備考
A　株　式	確定配当	令和１年５月１日～令和２年４月30日	280,000円	42,882円	(注１)
B　株　式	確定配当	平成31年４月１日～令和２年３月31日	2,200,000円	449,240円	(注２)
C証券投資信託	確定配当	令和1年12月１日～令和２年11月30日	520,000円	70,449円	(注３)
D　社　債	社債の利子	令和１年７月１日～令和２年６月30日	340,000円	52,071円	(注４)
銀行預金	預金利子	－	260,000円	39,819円	

（注１）　A株式（当社の持株割合は１％未満である。）に係る配当等の額は、令和 2 年７月 25 日に収受したものである。なお、この剰余金の配当は全額利益剰余金を原資としている。また、A株式の異動状況は次のとおりである。

①　平成31年４月１日　4,000株取得

②　令和２年４月30日　4,000株取得

③　令和２年６月15日　3,000株売却

④　令和２年７月１日　6,000株取得

（注２）　B株式（当社は数年前から継続して所有しており、その持株割合は 35％である。）に係る配当等の額は、令和２年５月 20 日に収受したものである。

（注３）　C証券投資信託は、信託財産を内国法人の株式に運用するものであり、令和２年５月 30 日に取得している。なお、特定株式投資信託に該当するものであり、配当等の額には特別分配金が 60,000 円含まれている。

（注４）　D社債は特定公社債であり、平成 30 年 10 月 31 日に取得したものである。

（注５）　「計算期間」は、前回の配当等の基準日の翌日から今回の配当等に係る基準日までの期間を記している。

（注６）　「収入金額」は、源泉徴収税額等の控除前の金額である。

（注７）　内国法人が徴収した「源泉徴収税額等」については、源泉所得税の額に加えて、復興特別所得税の額を含んだものである。

⑵　関連法人株式等に係る受取配当等の額から控除する負債利子の額の計算は、簡便法により計算することとし、その計算に必要な資料は次のとおりであり、当期に支払った支払負債利子の額は 26,485,000 円である。

事業年度	支払利子総額	関連法人株式等に係る原則法による控除負債利子の額
平成 27 年４月１日～平成 28 年３月 31 日	20,871,000 円	317,000 円
平成 28 年４月１日～平成 29 年３月 31 日	26,496,000 円	386,000 円

４．貸倒損失についての資料

⑴　金銭債権等の帳簿価額は次のとおりであった。

受取手形　681,400,000 円
売掛金　1,652,964,000 円
貸付金　96,000,000 円
未収入金　5,000,000 円

⑵　売掛金、貸付金について留意すべき事項が次のとおりある。

債務者	債権金額		備　　考
乙　社	貸付金	4,200,000 円	乙社の支払能力が悪化したため、当社は取引を停止した。当期末においてその取引停止から１年以上経過した。左記債権は回収の可能性が低いと認められたため、当社において回収できる部分を 50%とした計算を行い、左記債権の金額の 50%相当額を貸倒れとして損金経理をした。
丙　社	売掛金 貸付金	720,000 円 510,000 円	丙社は支払能力が急速に悪化し、当期末で取引停止後１年３ヶ月になった。当期末において丙社に対する売掛金及び貸付金について、以下の会計処理を行った。 （借方）貸倒損失　654,545 （借方）仮受消費税等　65,454 （貸方）売掛金　719,999 （借方）貸倒損失　509,999 （貸方）貸付金　509,999 これらの売掛金及び貸付金に対する担保物はない。
丁　社	貸付金	33,000,000 円	丁社は当期に会社更生法の規定に基づき更生計画の認可の決定が下された。丁社に対する貸付金の 50%が切り捨てられることとなったが、当社は何も処理をしていない。

５．減価償却についての資料

⑴　当社は、設立以来減価償却資産に関する償却方法の選定の届出をしていない。

⑵　当期末に有する減価償却資産のうち税務調整について検討すべきものは、次のとおりである。

種　類	事業に供与した日	取 得 価 額	期首帳簿価額	当期償却額	耐用年数
建 物 G	平成29年４月１日	220,000,000 円	198,220,000 円	7,900,000 円	31 年
建 物 H	平成30年９月１日	310,000,000 円	293,802,500 円	12,000,000 円	31 年
機械装置	平成28年６月24日	8,000,000 円	2,500,000 円	650,000 円	９年

（注１）　建物Hについては、令和２年 11 月 30 日に修理、改良等を行い、48,000,000 円を支出し全額修繕費として損金経理をしている。このうち 45,000,000 円は避難階段の取付けに要した費用であり、残額は原状回復のために要した費用である。

（注２）　建物Gと建物Hはグルーピングの要件を満たしていない。

（注３）　機械装置には、繰越償却超過額が 570,340 円ある。

⑶　前期（自平成 31 年４月１日　至令和２年３月 31 日）及び当期において、次の減価償却資産を取得し、直ちに事業の用に供しており、前期及び当期の事業供用時に、それぞれその取得価額の全額を損金経理により消耗品費勘定に計上している。

区分	数量	単価	取得価額の合計額	耐用年数
応接セット	1	296,000 円	296,000 円	８年
金　　庫	2	105,000 円	210,000 円	20 年
テ　レ　ビ	3	147,000 円	441,000 円	５年
パ ソ コ ン	36	112,000 円	4,032,000 円	４年

（注１）　応接セットは、令和２年６月 11 日に購入したものである。

（注２）　金庫は、令和２年２月４日に購入したものである。

（注３）　テレビは、令和３年３月 24 日に購入したものである。

（注４）　パソコンは、令和２年 10 月３日に購入したものである。

⑷　減価償却資産の償却率は、次のとおりである。

耐用年数	平成 19 年４月１日以後取得分				平成 24 年４月１日以後取得分		
	定額法	定率法					
	償却率	償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率
４年	0.250	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499
５年	0.200	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800
８年	0.125	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909
９年	0.112	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126
10 年	0.100	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552
20 年	0.050	0.125	0.143	0.02517	0.100	0.112	0.03486
31 年	0.033	0.081	0.084	0.01688	0.065	0.067	0.02286

６．繰延資産についての資料

⑴　当社は当期の５月 10 日に事務所開設にあたりＩ建物（建築費 110,000,000 円）を賃借し、その権利金（転売不可）として賃貸人に 4,500,000 円を支出した。この賃借に係る契約期間は６年であり、契約更新の際には、新たに権利金を必要とすることになっている。当社は、権利金を繰延資産として計上し、当期分の償却費として 900,000 円を損金経理している。なお、償却期間は、５年である。

⑵　当社の工場前のＪ土地（帳簿価額 8,200,000 円、時価 10,000,000 円）を市道用地として市に対して当期の 12 月５日に提供し、その帳簿価額を費用に計上した。なお、当社は提供後もその便益を受けるものであるが、一般の人も通行に利用するものである。なお、償却期間の計算の基礎となる耐用年数は、15 年である。

⑶　当期の１月 15 日にＫ同業者団体（社交団体ではない。）に加入したことにより、加入金 540,000 円及び当期分の通常会費 140,000 円を支払い、雑費として処理した。この加入金は出資としての性格は有しておらず、加入したことによる権利を他の者に譲渡することはできないものである。なお、償却期間は、５年である。

７．租税公課についての資料

当社の納税充当金の金額の当期における変動は、次のとおりである。

税　　目	期首現在の金額	当期減少額	期末現在の金額
法人税及び地方法人税	114,480,000 円	114,480,000 円	124,000,000 円
住民税	23,200,000 円	23,200,000 円	24,620,000 円
事業税等	38,620,000 円	38,620,000 円	44,395,000 円
合計額	176,300,000 円	176,300,000 円	193,015,000 円

期末現在の金額は、当期の損益計算書の法人税、住民税及び事業税等の額に計上され、期末現在の貸借対照表の未払法人税等の額に計上されている。期首現在の金額は、前期の損益計算書及び貸借対照表において同様に計上されていた。

⑴　当期において前期分の確定税額（法人税及び地方法人税 113,680,000 円、住民税 23,000,000 円及び事業税等 38,520,000 円）を納付した際に、以下の会計処理を行った。

（借方）未払法人税等　175,200,000 円　（貸方）現金預金　175,200,000 円

なお、前期の未払法人税等の引当超過額（法人税及び地方法人税 800,000 円、住民税 200,000 円及び事業税等 100,000 円）は戻入れ、以下の会計処理を行った。

（借方）未払法人税等　1,100,000 円　（貸方）法人税等　1,000,000 円
（貸方）租税公課　100,000 円

⑵　当期の中間納付額は、法人税及び地方税 197,236,000 円（うち法人税 163,981,000 円）、住民税 36,214,000 円、事業税等 60,587,000 円であり、以下の会計処理を行った。

（借方）法人税等　257,237,000 円　（貸方）現金預金　294,037,000 円
（借方）租税公課　36,800,000 円

⑶　期末現在の金額は、未払法人税等の期末残高が当期の確定申告に基づく見込納付額となるように計算した金額であり、以下の会計処理を行った。

（借方）法人税等　161,015,000 円　（貸方）未払法人税等　193,015,000 円

（借方）租税公課　32,000,000 円

⑷　当期において納付した次の金額は、当期の損益計算書の営業外費用の額に含まれている。

税　目	金　額
固定資産税	8,400,000 円
当社の従業員が業務中に課せられた交通反則金	55,000 円
当社の役員が業務中に課せられた交通反則金	120,000 円
当期の中間納付法人税に係る延滞税	687,000 円
前期の法人税の確定申告書の提出期限の延長に伴う利子税	1,673,000 円
前期の法人住民税の確定申告書の提出期限の延長に伴う延滞金	340,000 円
印紙税の過怠税	490,000 円

８．役員給与についての資料

⑴　当社は、6 月開催の定時株主総会及び取締役会において、取締役Ｅの役員給与を月額 700,000 円から 1,000,000 円への改定を決議し、翌 7 月分から支給した。当期の第３四半期の業績が急上昇したため、当期２月支給分から役員給与を月額 1,200,000 円に再度増額支給した。当社は取締役Ｅの給与に関して事前確定届出給与の届出は行っていない。

⑵　当社は、6 月開催の定時株主総会及び取締役会において、専務取締役Ｆの役員給与を月額 900,000 円から月額 1,100,000 円への改定を決議し、翌 7 月分から支給した。当期 10 月に、Ｆが持病を悪化させたため、3 ヶ月の入院を要することとなった。入院期間中は十分な職務を行うことができないため、10 月支給分から 12 月支給分の役員給与を月額 200,000 円に減額した。退院後は職務に復帰し、1 月支給分から元の月額 1,100,000 円の役員給与を支給した。当社は専務取締役Ｆの給与に関して事前確定届出給与の届出は行っていない。

９．寄附金についての資料

当期において寄附金として支出し費用に計上した金額は、次のとおりである。なお、別表四の仮計の金額は 1,400,000,000 円である。

寄附金の支出先	支出金額	備　考
Ｌ　新　聞　社	5,300,000 円	義援金であり、指定寄附金に該当する。
独立行政法人Ｍ	2,700,000 円	事業費に充てられるものである。なお、特定公益増進法人に対する寄附金に該当する。
日本赤十字社	1,400,000 円	財務大臣の承認を受けているものである。
政治団体Ｎ	3,100,000 円	政治献金として支出したものである。
合　計	12,500,000 円	―――

問題２

次の[**資料**]に基づき、同族会社の判定、特定同族会社の判定を行うとともに、税法上の役員及び使用人兼務役員をあげなさい。解答の際は、答案用紙の正しい内容に〇を付して解答すること。

［**資料**］

⑴　当社の当期末における株主等の構成は、次のとおりである。なお、議決権株式については、１株につき１個の議決権が付与されている。

株　主	持株数	株式の種類	役職名その他の事項
A　　氏	120,000 株	議決権株式	代表取締役
B　　氏	100,000 株	議決権株式	専務取締役
C　　氏	19,000 株	議決権株式	取締役経理部長（B氏の兄）
D　　社	40,000 株	無議決権株式	非同族会社
E　　氏	11,000 株	議決権株式	営業部長（A氏の妻）
F　　氏	19,000 株	議決権株式	工場長（B氏の長男）
G　　氏	9,000 株	議決権株式	相談役
H　　氏	13,000 株	議決権株式	取締役営業部長（F氏の友人）
I　　氏	9,000 株	議決権株式	監査役
少数株主	260,000 株	無議決権株式	（注）
合　　計	600,000 株	―	―

（注）いずれの株主も持株割合は１％未満であり、表中の株主と特殊関係はない。

⑵　G氏は、法人の経営に従事している。

⑶　E氏及びF氏は職制上使用人としての地位にあるが、役員会等には常時出席しており、事実上法人の経営に従事している。

⑷　C氏及びH氏は、常時使用人としての職務に従事している。

⑸　当社の期末資本金の額は２億円であり、期末資本金等の額は２億５千万円である。

ご記入いただいた個人情報は、教材発送、お客様へのご連絡、資格試験の情報提供、当社のサービス・商品等のご案内、成績発表等の目的に使用させて頂きます。
詳細につきましては、当社のプライバシーポリシー（http://www.lec-jp.com/privacy.html）をご確認ください。
<LEC> 複製・頒布を禁じます

第　1　問　　答　案　用　紙

問題１

問１

問２

問３

問４

受験地	受験日	受講証番号	氏　名	評　点			
				第1問		第2問	

問題２

番号	○×欄	記述欄
①		
②		
③		
④		
⑤		

受講証番号

第　2　問　　答　案　用　紙

問題１

Ⅰ　法人税額の計算　　(単位：円)

当期純利益の額　967,573,930

	加算すべき金額	減算すべき金額
（受取配当等についての申告調整）		
Ａ株式	,　,	,　,
Ｂ株式	,　,	,　,
Ｃ証券投資信託	,　,	,　,
（有価証券についての申告調整）		
Ｃ証券投資信託	,　,	,　,
（所得税額の控除についての申告調整）		
剰余金の配当に係る所得税・復興特別所得税	,　,	,　,
投資信託の収益分配金に係る所得税・復興特別所得税	,　,	,　,
預金の利子及び社債の利子分配金に係る所得税・復興特別所得税	,　,	,　,
（貸倒損失についての申告調整）		
４．貸倒損失についての資料⑵		
乙社	,　,	,　,
丙社	,　,	,　,
丁社	,　,	,　,

受講証番号

	加算すべき金額	減算すべき金額
（減価償却についての申告調整）		
５．減価償却についての資料⑵		
建物Ｇ	，　，	，　，
建物Ｈ	，　，	，　，
機械装置	，　，	，　，
５．減価償却についての資料⑶		
応接セット、金庫、テレビ、パソコン	，　，	，　，
（繰延資産についての申告調整）		
６．繰延資産についての資料		
Ｉ建物権利金	，　，	，　，
Ｊ土地市道用地	，　，	，　，
Ｋ同業者団体加入金	，　，	，　，
（租税公課についての申告調整）		
７．租税公課についての資料		
⑴について	，　，	，　，
⑵について	，　，	，　，
⑶について	，　，	，　，
⑷について	，　，	，　，
（役員給与についての申告調整）		
８．役員給与についての資料		
⑴について	，　，	，　，
⑵について	，　，	，　，
（寄附金についての申告調整）		
寄附金の損金不算入額	，　，	，　，
	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・

受講証番号

（法人税額の計算）

所得金額	1,400,614,000
法人税額	,　,
所得税額控除額及び復興特別所得税額控除額	XXX,XXX,XXX
中間申告法人税額	XXX,XXX,XXX
納付すべき法人税額	,　, 00

（百円未満切捨て）

受講証番号

問題２

（同族会社の判定）

同族会社に該当　　する・しない

（特定同族会社の判定）

特定同族会社に該当　　する・しない

（税法上の役員）

Ａ氏・Ｂ氏・Ｃ氏・Ｄ社・Ｅ氏・Ｆ氏・Ｇ氏・Ｈ氏・Ｉ氏・少数株主

（税法上の使用人兼務役員）

Ａ氏・Ｂ氏・Ｃ氏・Ｄ社・Ｅ氏・Ｆ氏・Ｇ氏・Ｈ氏・Ｉ氏・少数株主

受講証番号

LEC 東京リーガルマインド

著作権者　株式会社東京リーガルマインド

(C) 2021 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

EU21171